

構造計算適合性判定の対象となる建築物（法令別）

法令	構造ごとの規模等		適判要否			
法第20条 第一号	国土交通大臣の認定		不要			
法第20条 第二号	木造で高さ13m 又は軒高9m 超え		要			
	S 造で地階を除く階数が4 以上		要			
	RC 造又はSRC 造で高さ20m超え		要			
	令第81条 第2項	第一号 31m 超	イ．第1 款の2（保有水平耐力計算） ロ．第1 款の3（限界耐力計算） ロ．平17 国交告第631 号（エネルギー法）	要 要		
第二号 31m 以下		イ．第1 款の4（許容応力度等計算） ロ．前号に定める構造計算	要			
法第20条 第二号	組積造で4 階以上		要			
	補強CB 造で4 階以上		要			
令第36条 の2 第一号～ 第四号	S 造で高さ 13m 又は軒高 9m 超え		要			
	RC 造及び SRC 造で高さ 20m超え（混用）		要			
	木造、組積造、補強CB造、 S 造のうち二以上を併用す る建築物	地階を除く階数が 4 以上		要		
		高さ13m 又は軒高9m 超え		要		
	木造、組積造、補強CB造、 S 造のうち一以上をRC 造 若しくはSRC 造とを併用す る建築物	地階を除く階数が 4 以上		要		
		高さ13m 又は軒高9m 超え		要		
令第36条 の2 第五号	大臣が 指定する建築物（平19 国交告593号）	第一号	除く階数が3 以下（薄板軽 量形鋼造及び CFT 造を除 く）	イ．右記 以外のもの ロ．右記 以外のもの	(1) 柱相互の間隔が 6m 以下	要
					(2) 延べ面積500 m ² 以内	
		(3) 地震力Co 0.3 で令第82 条第一号～第三号を計算及び冷 間成形角形鋼管への配慮				
		(4) 筋かいの端部及び接合部の 破断防止				
		(5) 特定天井が告示基準等へ適 合				
		(1) 地階を除く階数が2 以下	要			
		(2) 柱相互の間隔が12m 以下				
		(3) 延べ面積500 m ² 以内（平屋 3,000 m ² 以内）				
		(4) イ(3)および(4)に適合				
		(5) 令第82 条の6 第二号ロ（偏 心率）の規定に適合				
		(6) 柱若しくははり又は接合部、 柱脚の破断防止、基礎の破壊防 止				
		(7) イ(5)に適合				

出典：建築構造審査・検査要領 - 確認審査等に関する指針 運用解説編 - 2011 年版

法令	構造ごとの規模等			適判要否		
法第 20 条 第二号 令第 36 条 の 2 第五号	大臣が指定する建築物（平 19 国交告 593 号）	第一号	S 造で地階を除く階数が 3 以下（薄板軽量形鋼造及び CFT 造を除く）	ハ．右記以外のもの	規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣の認定した構造の建築物又はその部分	要
		第二号	RC 造又は SRC 造で高さ 20m 以下（HFW、WRC RC 組積造を除く）（併用）	イ．右記以外のもの	(1) 地上部分の各階の耐力壁並びに柱及び耐力壁以外の RC 造又は SRC 造の壁の水平断面積の算定 $2.5 A_w + 0.7 A_c Z_{Wai}$	要
					(2) せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことの確認 $QD = \min \{ QL + nQE, Qo + Qy \}$	
					(3) 前号イ(5)に適合	
		第三号	木造、組積造、補強CB 造、S 造のうち二以上を併用する建築物	右記以外のもの	イ 地階を除く階数が3以下	要
					ロ 高さ13mかつ軒高9m以下	
		ハ 延べ面積500 m ² 以内				
		ニ S 造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合				
		ヘ 第一号イ(5)に適合				
		第三号	木造、組積造、補強CB 造、S 造のうち一以上をRC 造若しくはSRC 造と併用する建築物	右記以外のもの	イ 地階を除く階数が3以下	要
ロ 高さ13mかつ軒高9m以下						
ハ 延べ面積500 m ² 以内						
ニ S 造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合						
ホ RC 造及びSRC 造の構造を有する階が前号イ(1)、(2)に適合						
ヘ 第一号イ(5)に適合						

法令	構造ごとの規模等			適判要否		
法第 20 条 第二号 令第 36 条 の 2 第五号	大臣が指定する建築物（平 19 国交告 593 号）	第四号	木造と RC 造を併用する建築物	イ.右記以外のもの	(1) 右記のいずれかに該当 ()地階を除く階数が2若しくは3で、1階RC造、2階以上を木造 ()地階を除く階数が3で、1、2階RC造、3階を木造 (2) 高さ 13m かつ軒高 9m 以下 (3) 延べ面積 500 m ² 以内 (4) 地上部分が令第 82 条の 2（層間変形角）に適合 (5) (1)()に該当するもので、地階を除く階数が3 で、2、3階部分が令第 82 条の 6 第二号イ（剛性率）に適合 (6) (1)()に該当するもので 1、2 階RC 造部分が令第 82 条の 6 第二号イ（剛性率）に適合 (7) 地上部分の各階が令第 82 条の 6 第二号ロ（偏心率）に適合 (8) RC 造部分を、昭 55 建告第 1791 号第 3 第一号に定める構造計算 (9) 木造部分を、昭 55 建告第 1791 第 1 に定める構造計算 (10) 第一号イ(5)に適合	要
			木造と RC 造を併用する建築物	ロ.右記以外のもの	(1) 地階を除く階数が2 で、1階RC 造、2 階木造 (2) イ(2)、(4)および(7)～(9)に該当 (3) 延べ面積 3000 m ² 以内 (4) 2 階の地震力 Co 0.3（ただし書の区域は Co 0.45(令第 46 条第 2 項第一号の基準適合を除く))で、令第 82 条第一号～第三号を計算又は特別な調査研究により確認 (5)第一号イ(5)に適合	要
		第五号	デッキプレート版を用いた建築物	デッキプレート版を用いた部分以外の部分が構造適判の対象となるもの		要
		第六号	軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物	軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分が構造適判の対象となるもの		要
		第七号	屋根版にシステムトラスを用いた建築物	屋根版以外の部分が構造適判の対象となるもの		要

法令	構造ごとの規模等			適判要否		
法第20条 第二号 令第36条 の2 第五号	大臣が 指定する 建築物 (平19 国交告 593号)	第八 号	骨組膜構造の建 築物	イ. 右記 以外のも の	(1) 平14 国交告第666 号第1 第2 項第一号ロ(1)から(3)に規 定する構造方法 (2) 骨組の構造が平19 国交告 第593 号第五号イからへのい ずれかに適合し、天井が、トに 適合	要
				ロ. 右記 以外のも の	(1)平14 国交告第666 号第5 第1項第各号、第二項から第六 項(第四項を除く)に規定する 構造計算 (2)第一号イ(5)に適合	要
法第20 条第三号	木造で3 階以上又は延べ面積 500 m ² 超え(法20 条第四号建 築物以外)		認定プログラム利用の申請(ルート1 含む)	要		
	木造以外で2 階以上又は 延べ面積200 m ² 超え(法 20 条第四号建築物以外)		認定プログラム利用の申請(ルート1 含む)			
	石造、れんが造、CB 造、 無筋コンクリート造で H13m 又は軒高9 m超え		認定プログラム利用の申請(ルート1 含む)			
法第20 条 第四号	法第20 条第一号、二号、 三号以外の建築物		認定プログラム利用の申請(ルート1 含む)	要		
令第80 条 の2	第一 号	木造、組積造、補強 CB 造、S 造、RC 造、 SRC 造、無筋コンクリ ート造で特殊な構造 方法	HFW 構造	告示の規 定により 構造計算 の方法を 確認し、要 否を判断。		
			WRC 構造			
枠組壁工法・木質プレハブ工法						
薄板軽量形鋼造						
デッキプレート版						
丸太組構法						
システムトラス						
CFT 造						
鉄筋コンクリート組石造						
軽量気泡コンクリートパネル						
特定畜舎等	不要					
第二 号	木造、組積造、補強 CB 造、S 造、RC 造、 SRC 造、無筋コンクリ ート造以外の構造	プレストレストコンクリート造	告示の規 定により 構造計算 の方法を 確認し、要 否を判断。			
		免震建築物				
		アルミニウム合金造				
		膜構造				
テント倉庫						
令第80 条 の3	土砂災害特別警戒区域内 における居室を有する建 築物の構造方法			用いる構 造計算の 方法を確 認し、要否 を判断。		
法第85 条	仮設建築物等に対する制限の緩和令第147 条(第3 章8 節適用除外)			不要		